

# 袖ヶ浦市の高齢者福祉のしおい



## 目 次

1. 介護予防・生活自立の支援	1 ページ
2. ひとり暮らし高齢者の支援	4 ページ
3. 認知症高齢者の支援	7 ページ
4. 高齢者の家族を支援	9 ページ
5. 生きがいづくりや社会参加を支援	12 ページ
6. その他の支援	14 ページ
7. いろいろな相談窓口	17 ページ

袖ヶ浦市福祉部

高齢者支援課

令和7年12月





# 1. 介護予防・生活自立の支援



## 高齢者タクシー料金助成事業

65歳以上の方のみの世帯に属する75歳以上の方で、非課税世帯である方について移動を支援するため、タクシー利用料金の全部または一部を助成する利用券を交付します。

対象者	<p>袖ヶ浦市在住の方で、次のすべての要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 居宅で生活する上で移動手段の確保が困難である世帯に属する方</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上の方のみで構成される世帯に属する方のうち、75歳以上の方（対象となる世帯構成：75歳以上のひとり暮らし、75歳以上の方のみで構成される世帯、75歳以上の方と65歳以上の方で構成される世帯） ※75歳以上であっても64歳以下の方を含む世帯に属している場合は対象となりません。</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 申請した月の属する年度の市民税が非課税である世帯に属する方（世帯全員が非課税） ※ただし、当該年度の福祉タクシー利用券（障がい者支援課）を受けている方、介護サービス施設等へ入所している方は、対象となりません。</li></ul>
助成概要	<p>タクシー利用料金に対する助成として、1月あたり3枚の利用券を年度末までの月数分交付します。（1回の乗車につき、何枚でも利用は可能）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①内容（助成額） 1人あたり年間最大36枚（1枚につき500円）の利用券を交付 (4月申請36枚、5月申請33枚・・・と申請月により変動します)</li><li>②タクシー事業者 市に登録のあるタクシー事業者（窓口でお問い合わせ下さい）</li><li>③利用方法 利用申請書を市に提出してください</li><li>④申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</li></ul>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 介護支援ボランティア事業（介護支援しあわせポイント）

市内の特別養護老人ホームなどで行うボランティア活動により、高齢者自身の介護予防を推進します。

対象者	65歳以上の方
事業概要	<p>①内 容 介護支援ボランティアとして市に登録し、市内の特別養護老人ホームなどでボランティア活動を行うと実績によりポイントが付与され、そのポイントに応じ、社会福祉協議会へ寄附または市農畜産物直売所「ゆりの里」の商品券に交換できるものです</p> <p>②登録方法 市が開催する研修を受講後、登録申請書を市に提出してください</p> <p>③研修開催日 随時広報などでお知らせします</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 家具転倒防止器具取付事業

地震などの災害時に、家具の転倒などによる二次災害を防ぐため、ご自分で転倒防止器具などの取付作業が困難な高齢者や障がい者の世帯に対し、その取付け作業の代行を行います。

対象者	65歳以上の方のみの世帯、または65歳以上の方と18歳未満の方で構成される世帯
事業概要	<p>①対象となる家具 寝室または居間にあるたんす、食器棚、書棚などの家具…3個まで ※テーブル、机、いす、電化製品や取付けが適さないものは対象外です ※上下分離式であっても一体として利用する家具は1個として扱います</p> <p>②利用者負担 家具転倒防止器具の購入代金（器具は自分でご用意していただきます） ※取付け作業費用を市が負担します</p> <p>③利用方法 取付申請書を市に提出してください</p> <p>④申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</p> <p>⑤設置調査 申請の受付から概ね2ヶ月以内に、ご自宅へ家具の訪問調査にお伺いします。また、併せて設置日の調整を行います。その際に、家具に適した器具についてご説明いたしますので、設置日までにご用意ください。</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 移送サービス事業

一般の交通手段では外出が困難な方を対象にボランティアの参加と協力により移送サービスを行います。

対象者	高齢や障がいなどのため、一般の交通手段では医療機関などへの外出が困難な低所得の方（家族などの自家用車、公共交通機関での通院などができる場合） ◎本利用会員→住民税が非課税の方 ○準利用会員→住民税が年額3万円以下の方
事業概要	①利用回数 本利用会員 2ヶ月に3回（1ヶ月の利用上限は2回） 準利用会員 月1回 ②利用方法 あらかじめ登録が必要です ③利用時間など 月～金曜日の午前9時から午後4時 ④申込 本利用会員 前月1日から1週間前まで 準利用会員 前月10日から1週間前まで (土日祝日と年末年始を除く)
問合せ先	社会福祉協議会 0438(63)3888

## 福祉カー貸出

高齢者が通院や旅行などで外出する際、車椅子のまま乗ることができる「袖ヶ浦ゆうあい号」を家族などに無料で貸し出しています。

対象者	袖ヶ浦市在住の心身障がい者(児)及び高齢者の家族など
内容	①貸出車両 スロープ付きワゴン車 福祉車両 ②貸出期間 4日以内 ③利用範囲 病院の通院などや買物、旅行など ④利用者負担 無料（ただし、燃料費は実費） ⑤申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）
問合せ先	社会福祉協議会 0438(63)3888

## 車いす貸出

病気・怪我、外出等で一時的に車いすを必要とする方に貸し出しています。

対象者	袖ヶ浦市在住の方
内容	①貸出期間 3ヶ月以内 ②利用者負担 無料 ③申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）
問合せ先	社会福祉協議会 0438(63)3888

## 2. ひとり暮らし高齢者の支援



### 緊急通報システム等の給付・貸与

在宅のひとり暮らし高齢者などへ緊急通報システム等の給付または貸与をしています。

対象者等	<p>①世帯構成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上のひとり暮らしの方</li> <li>・ 65歳以上の方のみで構成される世帯で、寝たきりの方と同居する方</li> </ul> <p>②所得要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th><th>所得要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通報システム (貸与)</td><td>合計所得が170万円未満の方 (ただし、合計所得金額が170万円以上であっても年金収入にその他の合計所得金額を加えた額が280万円未満は対象)</td></tr> <tr> <td>福祉電話 (貸与)</td><td>被生活保護世帯または所得税非課税世帯の方</td></tr> <tr> <td>火災警報器 (給付)</td><td>無し</td></tr> </tbody> </table>		対象品目	所得要件	緊急通報システム (貸与)	合計所得が170万円未満の方 (ただし、合計所得金額が170万円以上であっても年金収入にその他の合計所得金額を加えた額が280万円未満は対象)	福祉電話 (貸与)	被生活保護世帯または所得税非課税世帯の方	火災警報器 (給付)	無し			
対象品目	所得要件												
緊急通報システム (貸与)	合計所得が170万円未満の方 (ただし、合計所得金額が170万円以上であっても年金収入にその他の合計所得金額を加えた額が280万円未満は対象)												
福祉電話 (貸与)	被生活保護世帯または所得税非課税世帯の方												
火災警報器 (給付)	無し												
<p>①要旨等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th><th>要旨</th><th>利用者負担</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通報システム (貸与)</td><td>急病や発作が不安な方に、ボタンを押すだけで直ちに警備会社に連絡される緊急通報システム装置を貸与します。</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>福祉電話 (貸与)</td><td>固定電話を利用していない方に電話加入権、取付工事費及び基本料金を市が貸与(負担)します。</td><td>月々の通話料金 電話機（新規購入の場合）</td></tr> <tr> <td>火災警報器 (給付)</td><td>自宅に火災警報器を設置していない方に、警報音や音声で火災を知らせる火災警報器を給付します。（設置箇所は、寝室に限ります。）</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>		対象品目	要旨	利用者負担	緊急通報システム (貸与)	急病や発作が不安な方に、ボタンを押すだけで直ちに警備会社に連絡される緊急通報システム装置を貸与します。	無料	福祉電話 (貸与)	固定電話を利用していない方に電話加入権、取付工事費及び基本料金を市が貸与(負担)します。	月々の通話料金 電話機（新規購入の場合）	火災警報器 (給付)	自宅に火災警報器を設置していない方に、警報音や音声で火災を知らせる火災警報器を給付します。（設置箇所は、寝室に限ります。）	無料
対象品目	要旨	利用者負担											
緊急通報システム (貸与)	急病や発作が不安な方に、ボタンを押すだけで直ちに警備会社に連絡される緊急通報システム装置を貸与します。	無料											
福祉電話 (貸与)	固定電話を利用していない方に電話加入権、取付工事費及び基本料金を市が貸与(負担)します。	月々の通話料金 電話機（新規購入の場合）											
火災警報器 (給付)	自宅に火災警報器を設置していない方に、警報音や音声で火災を知らせる火災警報器を給付します。（設置箇所は、寝室に限ります。）	無料											
<p>②利用方法</p> <p>申請書を市に提出してください</p> <p>③申込</p> <p>随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</p> <p>④その他</p> <p>申請後に生活状況等の確認のため、調査にお伺いします。</p>													
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）												

## 救急医療情報キットの配布

かかりつけ医療機関や持病などの救急時に必要な情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳以上のひとり暮らしの方</li><li>・ 65歳以上の方のみで居住していて、疾病などの理由で救急時の対応に不安のある方</li><li>・ 同居の家族が就労などで外出するために65歳以上の方のみとなる方で、疾病などの理由で救急時の対応に不安のある方</li></ul>
内容	<p>①使い方</p> <p>『救急医療情報キット』は、かかりつけ医や持病などの医療情報や緊急連絡先、健康保険証（写し）、本人確認用顔写真などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管します</p> <p>万一の救急時に、救急隊がこの『救急医療情報キット』を活用して、より迅速な救命活動を行います</p> <p>②費用 無料</p> <p>③配布場所 市役所高齢者支援課 各地区地域包括支援センター（P17参照） 平川・長浦行政センター</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）



## ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業

ひとり暮らし高齢者等の孤立を防ぐことを目的に、月1回自宅を訪問します。

対象者	満75歳以上のひとり暮らし高齢者、満80歳以上の夫婦のみ世帯（夫婦ともに満80歳以上）
内容	①訪問日 月1回※民生委員が訪問します。 ②利用者負担 無料 ③申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）
問合せ先	お住いの地区の民生委員または社会福祉協議会 0438（63）3888

## ほっとテレホンサービス

ひとり暮らし高齢者を対象にボランティアが電話でお話し相手をします。

対象者	65歳以上のひとり暮らしの方
内容	①利用時間 毎週水曜日の午前10時～12時の間で、20～30分程度 ②利用者負担 無料 ③申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く） ※登録には緊急連絡先が必要です。
問合せ先	ボランティアセンター 0438（63）3988

### 3. 認知症高齢者の支援

#### 介護マークの配布

認知症の人など外見では症状が分からない人とトイレに同行するときや、男性が女性用下着を購入するときなどに誤解や偏見を避けるために表示するマークを配布しています。

対象者	高齢者や障がい者などを介護する方
事業概要	<p>①費用 無料 ②サイズ 縦6.9cm×横9.7cm (首からかけられるストラップ付きケースなどでご利用いただけるサイズです。) ③介護マーク</p>  <p>④利用方法 市の窓口にてお申し込みください。また、市のホームページでもダウンロードが可能です</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

#### 認知症おでかけ安心シールの配布

認知症などで目的地にたどり着けず迷ってしまう（おそれのある）方に、見守りシールを配布します。

対象者	在宅で生活する、40歳以上で認知症の診断を受けた方など
事業概要	<p>①内容 見守りシールにはQRコードが印字されており、目的地にたどり着けず迷っている高齢者等を発見した人（主に警察官を想定）が、携帯電話などでQRコードを読み取ると、介護者等あらかじめ登録された連絡先に発見情報が自動的に通報されるものです。</p> <p>②費用 無料 ③配布場所 市役所高齢者支援課 各地区地域包括支援センター（P17参照）</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者などで十分な判断力がない方に対して、成年後見制度の利用を支援します。

対象者	認知症高齢者や知的障がい者などで十分な判断力がない方
事業概要	<p>①後見など開始の審判請求 成年後見人などの選任は、本人、配偶者または四親等内の親族などにより家庭裁判所へ後見開始などの審判の請求が必要となります。 本人に親族などがいない場合や、親族などがいる場合でも音信不通や虐待などの事情により、審判の請求が期待できず、「本人の福祉を図るために特に必要があると認められるとき」は市が審判の請求をする事ができます</p> <p>②申立て費用や報酬費用の助成 経済的な理由から、後見開始などの審判請求時の申立て費用や成年後見人などに支払う報酬費用の負担が困難な方に、申立て費用や報酬費用の全部または一部を助成します。</p>
問合せ先	地域包括支援センター 0438(62)3225(直通) 障がい者支援課 支援班 0438(62)3187(直通)

## 日常生活自立支援事業

ご自身の判断能力や日常的な金銭管理に不安のある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の手伝いなどの援助を行い、自立した生活を支援します。



対象者	高齢者や障がい者で、この事業の利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる方
事業概要	<p>①内 容 福祉サービスの利用に関する援助、契約手続きの手伝いや利用料の支払い、日常的な金銭管理など</p> <p>②利用者負担 援助の内容に応じて負担があります</p> <p>③申 込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</p>
問合せ先	社会福祉協議会 0438(63)3877(直通)

## 4. 高齢者の家族を支援

### 高齢者紙おむつ等支給事業



要介護認定を受けた方を在宅で介護している家族に紙おむつ等を支給します。

対象者	在宅で65歳以上の要介護1～5の認定を受けた方を介護している家族及び一人暮らしの要介護認定を受けた方
支給概要	<p>①内 容 年6回、紙おむつ等を支給</p> <p>②支給限度額 要介護1～5 = 3,000円／月 限度額範囲内で紙おむつ事業者のパンフレットから選択</p> <p>③支 給 月 原則5月・7月・9月・11月・1月・3月に事業者から配達</p> <p>④利用者負担 無料</p> <p>⑤利 用 方 法 支給申請書を市に提出してください (支給は申請書を受付けた翌月からです)</p> <p>⑥申 入 隨時受付(土日祝日と年末年始を除く)</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 理容師派遣



理髪に行くことが困難な在宅の要介護認定を受けた方に理容師を派遣します。

対象者	在宅の寝たきりまたは歩行が困難で理髪に行くことができない要介護3～5の認定を受けた方	
派遣概要	①内 容	利用券を交付し、対象家庭に理容師を派遣します。
	②派 遣 回 数	年4回を限度（概ね3か月に1回）
	③利 用 できる理容店	市内理容師組合加入店
	④利 用 者 負 担	理髪代（各理容店ごとに異なります）
	⑤利 用 方 法	申請書を市に提出してください
	⑥申 述	随時受付（土日祝日と年末年始を除く）
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班	0438（62）3219（直通）

## 家族介護慰労金支給

要介護高齢者と生計をともにし、日常生活上必要な介護をしている方に、慰労金を支給します。

対象者	過去1年間介護保険のサービスを受けていない在宅の65歳以上の要介護高齢者（要介護3～5）を常時介護している方 【注】短期入所の利用が7日間以内であれば、介護保険のサービスを受けていないものとみなします	
支給概要	①支 給 要 件	市民税非課税世帯
	②慰 労 金 の 額	月額8,400円
	③支 給 月	第1期（9月） 第2期（1月） 第3期（5月）
	④利 用 方 法	支給申請書を市に提出してください
	⑤申 述	随時受付（土日祝日と年末年始を除く）
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班	0438（62）3219（直通）

## 家族介護教室

介護を行っている方などに対し、介護に関する知識・技術の習得を目的とした介護教室を行います。

対象者	介護を行っている方及び介護に関心のある方
事業概要	<p>①内 容 『介護技術のコツ』や『高齢者の食事』などをテーマに教室を開催します。</p> <p>②定 員 各回20名程度</p> <p>③参 加 費 無料</p> <p>④開催日時・場所 詳細は袖ヶ浦市ホームページおよび「広報そでがうら」にてお知らせします。</p>
問合せ先	地域包括支援センター 0438(62)3225(直通)



## 認知症家族のつどい

認知症のご家族を持つ方が、日ごろの体験や思いを分かち合う「つどい」を開催します。

対象者	認知症のご家族を介護している方
事業概要	<p>①内 容 身近に認知症の方がいる方々が情報や経験を共有する場です。参加者同志の交流や情報交換のほか、認知症の方への接し方や介護の悩みなどについて、医療・介護・福祉の専門職へ相談することも可能です。年4回程度開催します。</p> <p>②定 員 各回20名程度</p> <p>③参 加 費 無料</p> <p>④開催日時・場所 詳細は袖ヶ浦市ホームページおよび「広報そでがうら」にてお知らせします。</p>
問合せ先	地域包括支援センター 0438(62)3225(直通)

## 5. 生きがいづくりや社会参加を支援

### シルバー人材センター

働くことを通じて生きがいと社会参加を求める高齢者が会員となって組織する公益社団法人です。臨時的、短期的な仕事を有償で引き受けて、経験や能力に応じて仕事を提供し、仕事量に見合った配分金が得られるよう運営されています。

対象者	おおむね60歳以上の方
主な仕事	植木手入れ、草刈り、草取り、農作業、大工、施設管理など
問合せ先	シルバー人材センター 0438（63）6053



### シニアクラブ

シニアクラブは、地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。ボランティア、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、積極的に生きがいづくりや健康づくりに取り組んでいます。

対象者	おおむね60歳以上の方
問合せ先	シニアクラブ連合会事務局 0438（63）3888（社会福祉協議会内）



## 地域介護予防活動支援補助金



地域住民が主体となって実施する高齢者の要介護状態になることの予防を図る事業について支援します。

対象	65歳以上の高齢者を対象に自主的に介護予防活動を行っている団体
支援概要	<p>①補助対象団体 次の基準を満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動をおおむね週1回以上1回あたり1時間を超えて継続して行うこと</li> <li>・市内在住の高齢者5人以上の者が参加していること</li> <li>・活動の拠点が市内にあること</li> </ul> <p>②活動内容 介護予防に効果があると認められる活動</p> <p>③補助金額 開設費 30,000円を限度 運営費 年額50,000円を限度</p> <p>④利用方法 交付申請書を市に提出してください</p> <p>⑤申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438(62)3219（直通）

## 老人福祉会館



袖ヶ浦公園に隣接する自然豊かな環境に立地し、高齢者などの憩いの場として、大広間、和室、カラオケなどを完備しています。

内容	①場所 袖ヶ浦市飯富2497番地1
	②開館時間 午前9時～午後4時30分
③休館日 年末、年始	
④利用者負担 (1日あたり)	利用者の区分
	本市の住民で60歳以上の方 無料
	本市の住民で60歳未満の方 210円
	本市の住民でない方 320円
問合せ先	老人福祉会館 0438(63)0824

## 6. その他の支援

### 高齢者など住宅整備資金貸付制度



高齢者などが生涯住み慣れた家で自立した日常生活を営むことができるよう、浴室やトイレを改造するなどの住宅の整備に対し、その資金を無利子で貸付します。

対象者	市内に1年以上居住する65歳以上の方など
申請者	市内に1年以上居住する65歳以上の方など、またはその親族で、資金の貸付けを受けるときの年齢が20歳以上65歳未満の方
貸付限度額など	<p>①主な貸付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・連帯保証人が1名必要です</li><li>・対象高齢者及び連帯保証人が市税を完納していること</li><li>・現にこの制度による整備資金を借り受けしていないこと</li></ul> <p>など</p> <p>②貸付限度額300万円を限度とし、種類ごとの限度額は、下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・浴 室……浴槽及び給湯器の交換など 150万円</li><li>・便 所……和式から洋式への変更など 100万円</li><li>・居 室……専用居室の増改築など 250万円</li><li>・その他……敷居の段差の解消など 100万円</li></ul> <p>※貸付条件や対象となる工事について、詳しくは下記までお問い合わせください。</p> <p>③相談・申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</p>
利子及び 償還方法	<p>①資金貸付 無利子</p> <p>②償還期間 5年から10年。年4回の均等分割返済。</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

はり・きゅう・マッサージ施術利用券を交付し費用の一部を助成します。

対象者	75歳以上の方
助成概要	<p>①内容（助成額） 年間最大12枚（1枚につき800円）の利用券を交付 (4月申請12枚、5月申請11枚・・・と申請月により変動します)</p> <p>②施術所 市に登録のある施術所（窓口でお問い合わせ下さい）</p> <p>③利用方法 交付申請書を市に提出してください</p> <p>④申込 随時受付（土日祝日と年末年始を除く）</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 世代間支え合い家族支援事業

離れて暮らしている高齢者（60歳以上の方）と子などが市内で同居または近隣に居住するために住宅の新築、購入、増改築した費用、または転居などの費用の一部を予算の範囲内で助成します。



対象者	<p>①新築、購入及び増改築して同居または近隣に居住することとなった方 ②新築、購入及び増改築をせずに、高齢者または子などが所有し、現に居住している住宅に同居することとなった方</p> <p>※上記のほかに助成の対象となる要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。また、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。</p>
助成内容	<p>助成額 対象者①に該当する方 新築、購入、増改築費用の2分の1（助成限度額30万円） 対象者②に該当する方 引越費用の2分の1（助成限度額5万円）</p>
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 敬老事業

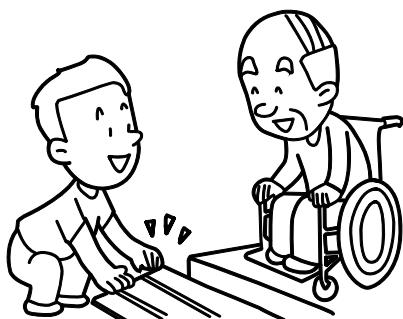
高齢者の方に敬老の意を表し長寿を祝すため、長寿祝金などを支給します。

内 容	①祝金の支給（市内在住1年以上の方）＊満年齢（9月1日現在） ・ 88歳 20,000円 ・ 99歳以上 30,000円 ②祝品の贈呈 ・ 最高齢者・満100歳者 ③支 給 月 9月
問合せ先	高齢者支援課 高齢者福祉班 0438（62）3219（直通）

## 介護サービス相談員派遣事業

介護保険施設などと介護保険の新規認定を受けた方のお宅を訪問しお話を伺います。

対 象 者	介護保険施設サービスなどの利用者、介護保険の新規認定を受けた方やその家族など
内 容	ご本人やご家族の話を聞き、疑問や不安、不満の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を目的に、施設との「橋渡し」を行います。
問合せ先	介護保険課 認定・給付班 0438（62）3206（直通）



## 7. いろいろな相談窓口

高齢者やその家族の日常生活の悩みや心配事、様々な相談に応じます。



### 地域包括支援センター

介護だけでなく高齢者に関する様々な相談に応じます。

対象者	地域の高齢者またはその家族の方など
内容	・介護についての総合相談 ・保健、医療、福祉、介護サービスなど総合的な相談など
問合せ先	<p>地域包括支援センター 0438（62）3225（直通） (市役所北庁舎1階 高齢者支援課内)</p> <p>袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター 0438（53）8671（直通） (蔵波台7-24-2)</p> <p>袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター 0438（40）5994（直通） (野里1452-4 袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内)</p> <p>袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター 0438（38）3771（直通） (神納4181-68 特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑敷地内)</p> <p>※令和7年7月から袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センターの開設に伴い、 ブランチ袖ヶ浦菜の花苑を閉鎖しました。</p>

### ボランティアセンター

ボランティアに関する様々な相談に応じます。

対象者	ボランティア活動を希望する人やボランティアサービスを受けたい人など
相談時間	月～金曜日の8時30分～17時15分（土日祝日と年末年始を除く）
問合せ先	ボランティアセンター 0438（63）3988

## ～市民のための相談窓口～

市では、法律相談など、様々な相談を実施しています。祝日等により相談日が変更となる場合がございますので、毎月1日発行の「広報そでがうら」などで確認してください。

### 法律相談

内 容	相続、金銭貸借、借地・借家契約など、日常生活での相談に対し、解決に向けたアドバイス及び指導
相談日時 場 所	第1木曜日 市役所南庁舎2階総合相談室 第2木曜日 平川行政センター 第3木曜日 長浦行政センター 相談時間：13時～16時（1回25分）
そ の 他 注 意 点	※要予約（予約の申込期限は各相談日の2日前まで） 同一年度内（4月～3月まで）における利用回数は、2回まで（同一内容可）。翌月分の予約は、当月の第3木曜日の相談が終了した翌日から受け付けます。
問合せ・予約	市民協働推進課 0438（62）3102（直通）

### 人権・行政・心配ごと相談

内 容	人権相談：いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとに対する相談 行政相談：国や独立行政法人等の仕事に関する苦情・要望に対する相談 心配事相談：日常生活全般にわたる悩みごとや心配ごとに対する相談
相談日時 場 所	第1木曜日 長浦行政センター（人権・行政・心配ごと） 第2木曜日 市役所（人権・行政・心配ごと） 第3木曜日 平川行政センター（人権・行政・心配ごと） 第4木曜日 市役所（心配ごと） 相談時間：13時～16時（受付：15時30分まで）
そ の 他 注 意 点	※予約不要です。電話での相談は実施していません。 直接相談会場にお越しください。
問合せ・予約	【人権・行政相談について】市民協働推進課 0438（62）3102（直通） 【心配ごと相談について】社会福祉協議会 0438（63）3888

## 交通事故相談

内 容	交通事故に伴う損害賠償請求、保険金請求や示談、その他の解決手続などの相談
相 談 日 時 場 所	毎月第4水曜日（4月を除く） 市役所南庁舎2階総合相談室 相談時間：10時～12時、13時～15時（1回40分程度）
そ の 他 注 意 点	※要予約（予約の申込期限は相談日の2日前まで）
問合せ・予約	市民協働推進課 0438（62）3102

## 消費者生活相談

契約トラブルや悪質商法、製品事故など消費生活に関する苦情・相談を受け付けます。

※トラブルになっていない場合でも、契約前に分からないこと、不安なことがあれば、気軽に相談してください。

### ①消費生活センター（市）

相 談 日 時 場 所	月～金曜日（祝祭日と年末年始を除く） 市役所南庁舎1階相談室 相談時間：9時～12時、13時～16時
そ の 他	電話相談可 0438（62）3134
問 合 せ	商工観光課 0438（62）3428

### ②千葉県消費者センター

相 談 日	☆月～金曜日（祝祭日と年末年始を除く） 相談時間：9時～16時30分 ☆土曜日 相談時間：9時～16時
問 合 せ	047（434）0999 または 188（消費者ホットライン）

### ③週末電話相談 ((公社) 全国消費生活相談員協会)

相 談 日	土、日曜日のみ（年末年始を除く） 相談時間：10時～12時、13時～16時
問 合 せ	03（5614）0189